

# 米国ドル建軽度介護保障付終身保険 無配当

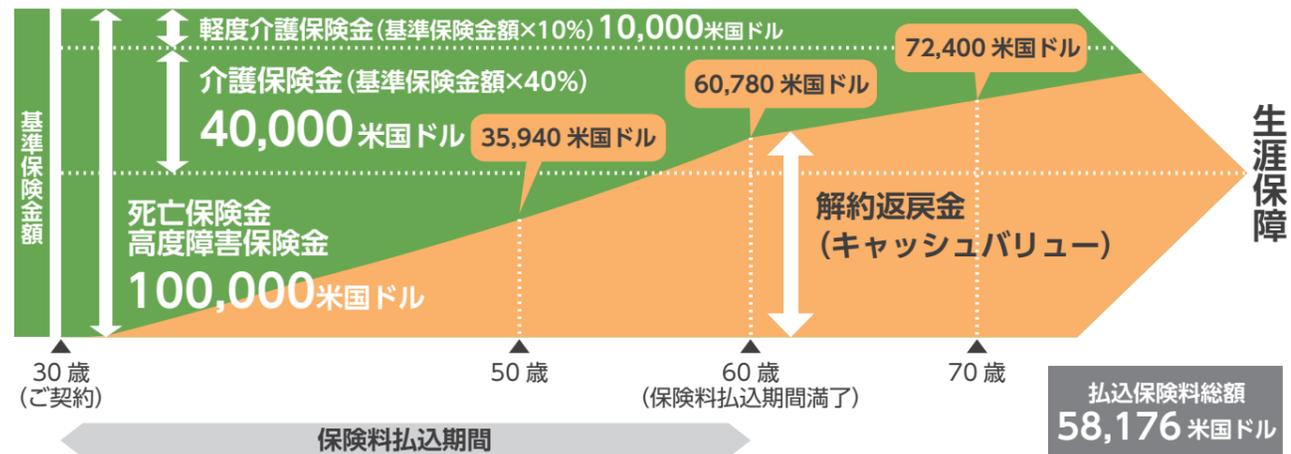
## 米国ドル建軽度介護保障付終身保険 (低解約返戻金型) 無配当

「米国ドル」による一生涯の死亡保障や要介護1からの介護保障を希望される方に。  
基本プランと、低解約返戻金型のため保険料が低廉な低解約返戻金プランの2プランからお選びいただけます。

### 基本プラン

- ご契約例**
- 契約年齢 (被保険者) : 30歳 (男性)
  - 保険期間 : 終身
  - 保険料払込期間 : 60歳
  - 死亡・高度障害保険金 (基準保険金額) : 100,000 米国ドル、介護保険金 : 40,000 米国ドル、軽度介護保険金 : 10,000 米国ドル
  - 月払保険料 (口座振替) : 161.60 米国ドル

(イメージ)



※基準保険金額とは、死亡保険金・高度障害保険金・軽度介護保険金・介護保険金のお受取額を計算するための基準となる金額をいいます。  
※解約返戻金 (キャッシュバリュー) は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。

ていかいやくへんれいきん

### 基本プラン 低解約返戻金プラン 共通

#### 特徴

- 死亡または所定の高度障害状態になられたとき、死亡保険金または高度障害保険金をお受取りいただけます。
- 公的介護保険制度の要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき、または被保険者が満65歳未満でジブラルタ生命所定の軽度以上の要介護状態に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたときに軽度介護保険金 (基準保険金額×10%) をお受取りいただけます。
- 公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき、または被保険者が満65歳未満でジブラルタ生命所定の要介護状態に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたときに介護保険金 (基準保険金額×40%) をお受取りいただけます。
- 特定疾病等により所定の事由に該当されたとき、保険料のお払込みが免除されます。

※保険料の払込免除について、詳しくは『契約締結前交付書面 (契約概要)』『ご契約のしおり・約款』でご確認ください。



#### 為替リスクがあります

為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額が、円でお払込みいただいた保険料総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

#### 所定の費用・手数料がかかります

為替交換時 (外貨⇄円) には為替交換手数料がかかります。その他、ご契約にかかる費用が発生する場合があります。

▶▶ 詳しくは、3ページをご確認ください。

■この商品は以下の保障ニーズに応えられます。

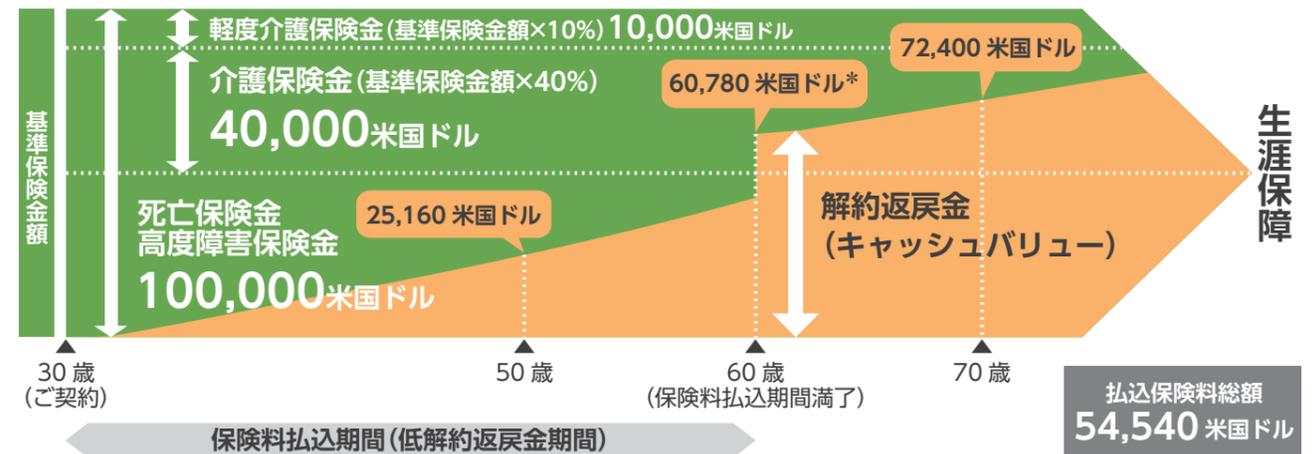
死亡・高度障害の保障	◎	介護の保障	◎
医療費・入院費の保障	—	長生きに対する備え・資産の形成	○

### 低解約返戻金プラン

保険料払込期間 (低解約返戻金期間) 中の解約返戻金を低く抑えるかわりに、低廉な保険料を実現したプラン

- ご契約例**
- 契約年齢 (被保険者) : 30歳 (男性)
  - 保険期間 : 終身
  - 保険料払込期間 : 60歳
  - 死亡・高度障害保険金 (基準保険金額) : 100,000 米国ドル、介護保険金 : 40,000 米国ドル、軽度介護保険金 : 10,000 米国ドル
  - 月払保険料 (口座振替) : 151.50 米国ドル

(イメージ)



※基準保険金額とは、死亡保険金・高度障害保険金・軽度介護保険金・介護保険金のお受取額を計算するための基準となる金額をいいます。  
※解約返戻金 (キャッシュバリュー) は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。(ただし、図中の「\*」印が表示された低解約返戻金期間満了直後の解約返戻金 (キャッシュバリュー) は、保険料払込期間満了日の翌日の金額を表示しています。)

ていかいやくへんれいきん

### 基本プラン 低解約返戻金プラン 共通

主な保障内容	死亡・高度障害・要介護
契約年齢範囲 (被保険者)	15~69歳
保険期間	終身
保険金額	2万米国ドル~100万米国ドル
解約返戻金	【基本プラン】 あり 【低解約返戻金プラン】 あり (低解約返戻金型)
配当金	なし
付加できる主な特約	●リビング・ニーズ特約 ●介護前払特約 (介護保険金支払後給付型) ●介護保険金割増年金支払特約 (※法人・個人事業主契約を除き、自動付加)

※お取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。

#### ご一読ください

- 死亡保険金・高度障害保険金・軽度介護保険金・介護保険金は重複してお支払いしません。
- 軽度介護保険金または介護保険金をお受取りいただく、お受取りいただいた軽度介護保険金または介護保険金に対する保障は消滅します。
- 軽度介護保険金または介護保険金をお受取りいただいた場合でも、基準保険金額は減額されません。
- 軽度介護保険金のお受取り前に介護保険金のお支払事由に該当した場合は、軽度介護保険金と介護保険金の両方をお受取りいただけます。
- 軽度介護保険金をお受取りいただいた場合、以後の保険料が変更 (減額) されます。
- 介護保険金をお受取りいただいた場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。

**！** ご注意ください

### 為替リスクについて

この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに**為替相場の変動による影響を受けます。**したがって、保険金額等（米国ドル）を円に換算した場合の金額が、お申込みいただいた保険料総額（円）を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

- この保険にかかる**為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。**
- 保険料は円でお申込みいただけます（円換算払込特約）。円でお申込みいただく保険料は、ジブラルタ生命所定の為替レートの変動に応じて、**毎回変動（増減）**します。
- 円で保険料等をお申込みいただく場合の**為替レート**と円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の**為替レート**には**為替交換手数料**が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合でも、**お受取りになる円換算の金額がお払込みになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

### ご契約にかかる費用について

- 保険関係費用**  
お申込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律には記載できません。
- 外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用**  
【円で保険料等をお申込みいただく場合の費用】  
ジブラルタ生命所定の為替レートには**為替交換手数料**（0.5円（\*1）／1米国ドル）が含まれています。  
【円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】  
ジブラルタ生命所定の為替レートには**為替交換手数料**（0.01円（\*1）／1米国ドル）が含まれています。  
【米国ドルで保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】  
お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。（金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。）
- 保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用**  
年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%（\*1）を年金支払日の年金原資から控除します。  
※「保険金等の支払方法の選択に関する特約」および「介護保険金割増年金支払特約」によるお取扱い
- 「米国ドル建軽度介護保障付終身保険」の場合は、以下の費用もかかります。**
- 解約（減額）の際にご負担いただく費用**  
契約日から経過10年未満で解約（減額）された場合、解約（減額）する日の責任準備金額から経過年数に応じた所定の金額（解約控除（\*2））をご負担いただきます。

（\*1）2024年3月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

（\*2）解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険料払込方法＜回数＞・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載できません。

### ていかいやくへんれいきんがた 低解約返戻金型の保険について

#### 「米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）」

- 低解約返戻金型の保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く抑えるかわりに、保険料を低廉にした保険のことです。
- 低解約返戻金期間は、保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額の70%に相当する金額となります。円で受取る場合には、さらに為替変動の影響も受けることとなります。
- 保険料払込期間（低解約返戻金期間）満了後の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額と同額になります。

この資料は「米国ドル建軽度介護保障付終身保険」「米国ドル建軽度介護保障付終身保険（低解約返戻金型）」の商品概要について記載しています。記載の内容は2024年3月1日現在のものであり、今後変更される場合があります。商品内容等について、詳しくは『**契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）**』『**ご契約のしおり・約款**』をご覧ください。

<p>&lt;引受保険会社&gt;</p>  <p>ジブラルタ生命はベルマーク運動に協賛しています</p>	<p><b>ジブラルタ生命保険株式会社</b>          本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10          コールセンター <b>0120-78-2269</b> (通話料無料)  <small>ジブラルタ生命のホームページ</small> <a href="https://www.gib-life.co.jp/">https://www.gib-life.co.jp/</a></p>	<p>&lt;お問合せ先(担当者)&gt;</p>
--	--	---------------------------